

1 介護福祉士実務者研修受講資金貸付の概要

【実務者受講資金の概要】

- 1 この資金は、福島県における介護福祉士の確保を図るため、福島県に住所登録している方や、実務者研修施設の入学前までに福島県に住民登録をしていた方で、実務者研修施設に在学し、卒業後、資格を取得し、福島県内において介護福祉士としての業務に従事しようとする方に無利子で貸付けます。
- 2 実務者研修施設を卒業後、1年以内に国家資格を取得、登録し、福島県内において社会福祉士及び介護福祉士法に定める介護福祉士としての業務に従事し、かつ、引き続き2年間従事した場合は、貸付けた受講資金の全部の返還を免除するほか、一定の事由に該当する場合は、貸付けた受講資金の全部または一部の返還が免除されることがあります。

(1) 実施主体

社会福祉法人福島県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）です。

(2) 貸付対象者

次の要件を満たす方で、卒業後、福島県内において介護福祉士の業務に従事しようとする方です。

- ア 県内に住民登録をしている者
- イ 県内の介護福祉施設（事業所等）に勤務している者
- ウ 上記アからイのいずれかの要件を満たし、且つ、実務者研修施設を卒業する年度の3月31日までに従業期間及び従業日数が介護福祉士国家試験の実務経験として認められる期間を満たす見込みの者
- エ 実務者研修施設等を卒業後、1年以内に介護福祉士国家試験の受験の意思のある者

(3) 貸付期間

貸付期間は、実務者研修施設に在学する期間です。ただし、正規の修学期間を限度とします。

(4) 募集人員 50名（予定）

(5) 貸付額 （下記の金額を上限として貸付けます。）

○貸付額 200,000円以内（万円単位）

（研修施設の授業料、実習費及び教材費、参考図書、学用品、国家試験の受験手数料等に経費に充てるためのものです。）

⇒ 詳しくは福島県社会福祉協議会にお問い合わせください。

（電話 024-523-1256）

(6) 資金の交付

貸付契約後、貸付金は指定の口座に振り込みます。

(7) 連帯保証人

連帯保証人が必要となります。貸付けを希望する方が未成年の場合は、親権者または後見人です。ただし、修学資金の返還が求められた際に債務を負担できる方が必要です。

連帯保証人は、貸付けを受けた方が修学資金の返還を求められ、修学資金の返還を行わない場合は全ての返還債務を負担し、返済していただきます。

(8) 貸付利子

- ①貸付利子は、無利子です。(実務者研修施設に在学中及び指定の業務に従事中の場合)
- ②返還（返済）が開始され、定められた日までに返還されない場合は、返還すべき額につき年5パーセントの延滞利子を返還金と合わせて納入していただきます。

(9) 受講資金の返還免除

実務者研修施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士登録を行い、福島県内の福祉施設等において介護福祉士としての業務に従事し、かつ、介護福祉士の登録日と介護福祉士としての業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、2年間引き続きその業務に従事した場合には受講資金の返還が免除されます。

※詳しくは、「福島県介護福祉士修学資金等貸付実施要領」をご覧ください。

2 申請手続き等

受講資金の貸付を希望する場合は、以下により、在学する研修施設等を経由して社会福祉法人福島県社会福祉協議会（略称「県社協」）に提出してください。

(1) 提出書類

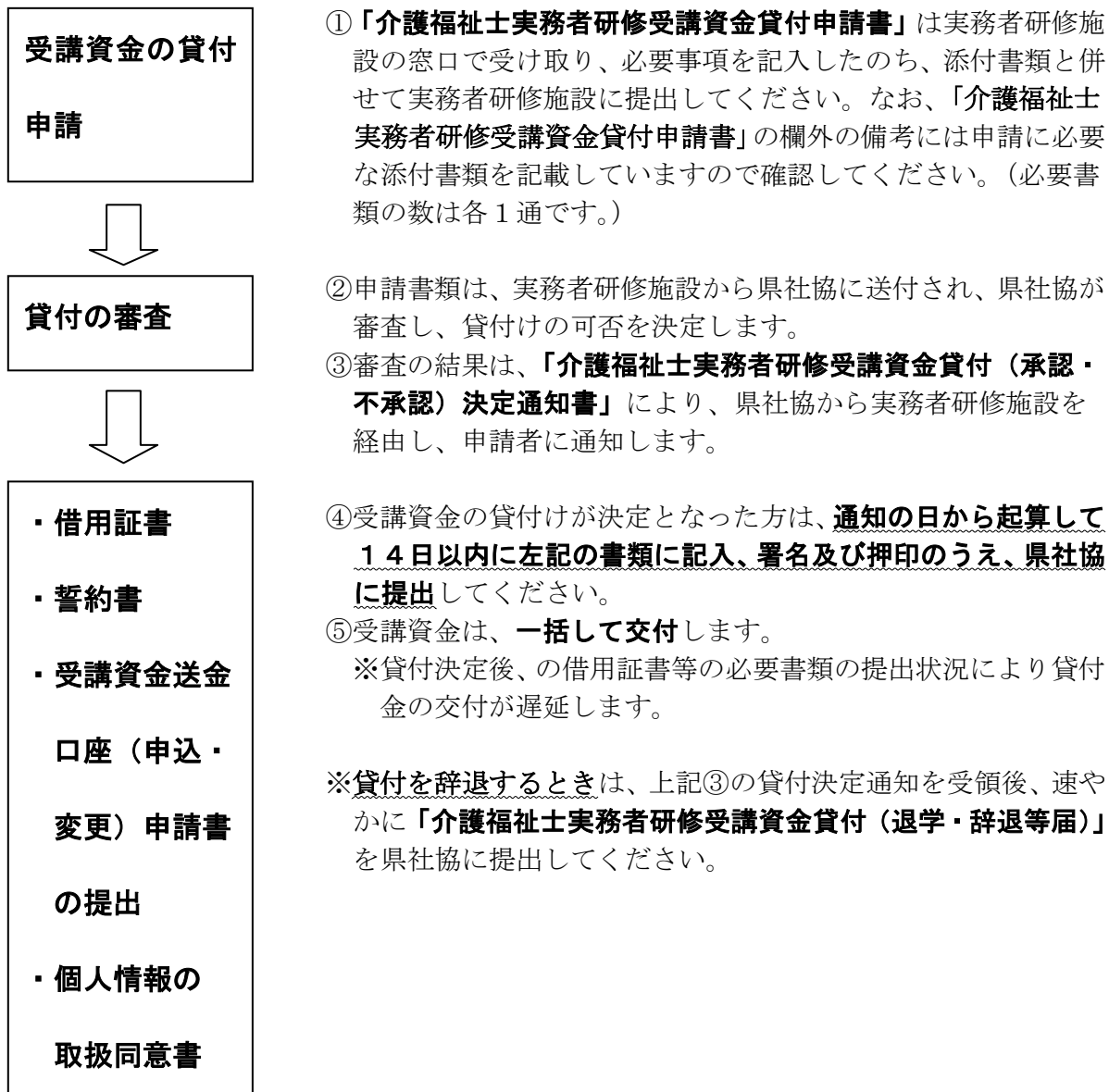
- ①実務者研修受講資金貸付申請書・推薦書（様式1）
- ②実務経験証明書
- ③住民票の抄本
- ④申請者の所得がわかる証明書
- ⑤連帯保証人となる方で会社員の方は直近の源泉徴収票（写しで可）、それ以外の方は課税（所得）証明書。

(2) 連帯保証人を1人立てること。

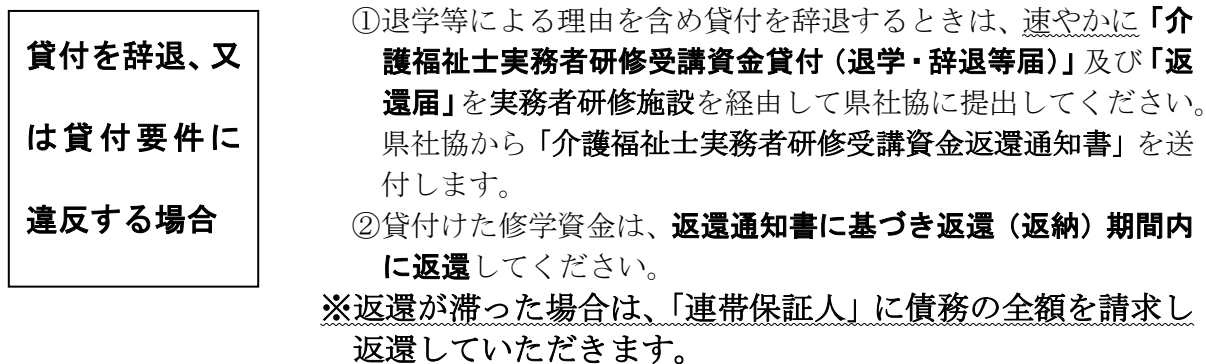
- (3) 同種の修学のための資金を他から借り受けている場合や、求職者支援制度を利用してハローワーク、テクノアカデミー等を通じて在学する場合は、本受講資金の貸付を受けられません。
- (4) 県社協会長は、提出された書類の審査等により、受講資金の貸付を受ける者の選考を行い、その結果を在学する研修施設等を通して通知します。(審査内容は開示しません。)

3 申込み・貸付審査・貸付決定時の手続き

(1) 受講資金の申込み



(2) 実務者研修施設の在学時の手続き



(3) 国家試験受験後の手続き

国家試験受験

結果報告書

- ①国家試験受験後、合否の結果を3月31日までに「介護福祉士国家試験受験結果報告書」を県社協に報告してください。
- ②国家試験受験に合格した場合、介護福祉士登録簿に5月31日までに登録し、速やかに「資格取得届」に「登録証の写し」を添付し提出してください。
- ③国家試験受験に不合格した場合、次年度の国家試験再受験の意思のある者は「猶予申請書」に「不合格通知書」を添付し、4月10日までに申請してください。
また、再受験する希望のない者は速やかに「返還届」を提出し、一括返還してください。

(4) 実務者研修施設の卒業（資格取得・登録）及び就職後の手続き

実務者研修施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士登録を行い、福島県内の福祉施設等において介護福祉士としての業務に従事した場合には、その業務の従事期間中は受講資金の返還が猶予されます。また、介護福祉士の登録日と介護福祉士としての業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降日のいずれか遅い日の属する月以降、2年間引き続きその業務に従事した場合には貸付けた受講資金の返還が免除となります。
(※上記に該当しない場合は、貸付けた受講資金を全額返還していただきます。)

- ・ 修了証の写し
- ・ 資格取得届
- ・ 業務従事届
- ・ 返還猶予申請



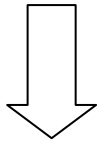
返還猶予決定



業務従事届

(返還猶予期間中は毎年4月、及び職場等の変更のあった都度提出)

- ①実務者研修施設を卒業した場合は速やかに「修了証等の写し」を県社協に提出してください。
- ②介護福祉士の資格を取得した場合は、速やかに国家資格者としての登録を行い、「資格取得届」に登録証の写しを添付し、県社協に提出してください。
あわせて、別表に定める社会福祉施設等において、介護福祉士としての業務に従事した場合は「業務従事届」及び「介護福祉士実務者研修受講資金返還猶予申請書」を速やかに提出してください。提出先は県社協となります。
- ③県社協は審査を行い、その結果を申請者に通知します。
- ④資格取得後、福島県内において別表に定める社会福祉施設等で、介護福祉士としての業務に従事している期間は返還猶予期間となります。返還猶予期間中は毎年4月に、及び勤務先・従事する職種に変更のあった都度に「業務従事届」を県社協に提出してください。
- ⑤休職・退職等となった場合は、返還を開始していただきます。
(猶予できる場合もありますのでご相談ください。)



・ 返還免除申請
・ 借用証書の 返還

⑥ 2年間継続して、別表に定める福島県内の社会福祉施設等において、介護福祉士としての業務に従事すると、返還債務が申請により免除となります。

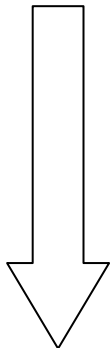
⑦ 2年間、引き続き別表に定める社会福祉施設等で、介護福祉士としての業務に従事した場合は、「**介護福祉士実務者研修受講資金返還免除申請書**」に、返還免除申請時の業務従事先における「**業務従事届**」を添えて県社協に提出してください。

⑧ 返還免除が決定した後、お預かりしている「借用証書」をお返しします。（これで、受講資金の返還債務は全額免除となる。）

（５）受講資金の返還の場合

実務者研修施設を退学となった場合、若しくは実務者研修施設を卒業後、指定する期間内に福島県内の別表に定める社会福祉施設等において、介護福祉士としての業務に従事しなかった場合には、貸付けた受講資金を全額（一部免除された場合はその金額を除く。）返還することになり、次の手続きを行っていただきます。

返還届の提出



① 受講資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」といいます。）は返還となる事由が発生した日から１４日以内に「返還届」を県社協に直接、提出してください。

その後、県社協から「**介護福祉士実務者研修受講資金返還通知書**」及び「**預金口座振替依頼書**」を送付し、改めて返還方法について通知します。

なお、上記通知が届き次第「**預金口座振替依頼書**」に必要事項記入のうえ、速やかに県社協へ返送してください。

※連帯保証人とも返還通知書の内容を確認しておいてください。

受講資金の 返還



受講資金の 返還完了

② 「**介護福祉士実務者研修受講資金返還通知書**」に記載された返済計画により、直ちに返還していただきます。

③ 返還金は、「**預金口座振替依頼書**」により提出のあった金融機関の口座から自動引落により返還していただきます。

④ 納付指定日を過ぎた場合は、**返還すべき額に年５％の延滞利子を加算し、徴収**します。

⑤ 返還が完了した場合は、県社協がお預かりしている「借用証書」をお返しします。

(6) その他の手続き

住所・氏名・勤務先等を変更した場合（届出内容に変更があった場合）

- ①借受人、または連帯保証人に住所等の変更があった場合は、その都度、借受人にあつては「**介護福祉士実務者研修受講資金貸付借受人異動事項等届出書**」、連帯保証人の場合は「**介護福祉士実務者研修受講資金貸付連帯保証人届出事項変更書**」により、直ちに県社協に提出してください。
- ②借受人（貸付を受けていた者）が、従事していた職種に変更があった場合、勤務先を変更した場合、または転職した場合など、届出事項に変更があった都度、直ちに県社協に報告してください。

4 手続きに必要な提出書類

【在学中】

(1) 必ず提出しなければならないもの

事 項	提出書類	様 式	備 考
貸付を申請するとき	貸付申請書・推薦書	様式 1	※貸付審査後、県社協は介護福祉士実務者研修受講資金貸付決定通知書を、推薦のあった研修施設等を経由して申請者に通知しますので、 <u>14 日以内</u> （「貸付が決定したとき」）に必要な書類を、県社協に提出してください。
	住民票の抄本 又は戸籍謄本の付表	市 区 町 村 指 定	
	連帯保証人の所得を証明する書類	申 請 書 の 備 考 欄 に 記 載	
	実務経験証明書	様式 2	
貸付が決定したとき	借用証書	様式 4	
	誓約書	様式 5	
	送金口座（申込・変更） 申請書	様式 6	
	個人情報取扱同意書 （借受人及び連帯保証人）	様式 7	

(2) 貸付の決定の後、変更がある場合、または貸付が解除になった場合に提出するもの

変更事項	提出書類	様 式	備 考
実務者研修施設に修学している者及び連帯保証人の住所・氏名・勤務先等の変更	借受人異動事項等届出書	様式 8	
	連帯保証人届出事項変更書	様式 9	
退学したとき 貸付を辞退するとき 貸付解除となったとき	退学・辞退届	様式 10	貸付金を送金した後の場合は、返還通知書を送付しますので、返還計画に基づき、指定のあった金融機関から自動引落により返還していただきます。
	返還届	様式 16	
死亡したとき ※業務の従事中か、それ以外かにより取扱いが異なりますので、注意してください。	借受人異動事項等届出書	様式 8	※死亡診断書等、事実を確認できる書類を添付して県社協に直ちに届出してください。 ※ <u>業務の従事中以外の場合に借受人が死亡した場合は、連帯保証人が債務の全額を返還します。</u>
	返還届	様式 16	

【卒業後】

(1) 必ず提出しなければならないもの

事 項	提出書類	様 式	備 考
介護福祉士国家試験受験の結果が決定したとき	国家試験受験結果報告書	様式 11	<u>3月31日まで提出</u> し、合格・不合格により届出提出書類が異なります。
卒業（貸付修了）したとき及び就職したとき	修了証等の写し	実 務 者 研 修 施 設 が 発 行 す る もの	卒業したときから14日以内に県社協に提出
	資格取得届	様式 12	国家資格の登録証の写しを添付
	業務従事届	様式 13	職場の公印が必要
氏名・住所・勤務先（連帯保証人を含む）等の変更があったとき	借受人異動事項等届出書	様式 8	借受人に変更事項が生じた場合
	連帯保証人届出事項変更書	様式 9	連帯保証人の届出事項に変更が生じた場合

(2) 返還猶予を希望する場合に提出するもの

事 項	提出書類	様 式	備 考
別表に定める社会福祉施設等において介護福祉士としての業務に従事したとき	業務従事届	様式 13	返還猶予期間中は <u>毎年 4月10日まで</u> に提出
	返還猶予申請書	様式 14	資格登録日（就職した場合）の年月日を必ず記入してください。
災害・疾病等により業務に従事できないとき	返還猶予申請書	様式 14	医師の診断書、罹災証明書等を添付してください。
介護福祉士の資格取得ができなかったとき（養成施設等を卒業した年度のみ）	返還猶予申請書	様式 14	次年度の国家試験の受験意思が確認できれば返還猶予される場合があります。
	国家試験受験票の写し		

(3) 返還猶予の事由に変更があった場合、または返還免除申請に提出するもの

事 項	提出書類	様 式	備 考
業務従事先を変更したとき（職場を変更したとき、人事異動で職場が変わったとき）	借受人異動事項等届出書	様式 8	新しい勤務先から、証明してもらいます。
	業務従事届 （新しい勤務先の勤務状況）	様式 13	
業務従事中に疾病または都合により、業務に従事できなくなったとき（または一部免除の申請をするとき）	返還免除申請書	様式 18	受講資金の貸付期間以上、別表の社会福祉施設等で介護福祉士としての業務に従事した場合のみ、返還債務の一部が免除になる場合があります。
	業務従事届	様式 13	
貸付条件に定める業務に、一定期間以上勤務したとき（受講資金の返還免除に該当する場合）	返還免除申請書	様式 18	返還免除が決定されると、借用証書が返還されます。
	業務従事届	様式 13	

【受講資金の貸付条件に反した場合】

<返還に至った場合、提出するもの>

事 項	提出書類	様 式	備 考
返還しなければならない事項に該当	返還届	様式 16	事実の発生した年月日を記入し速やかに提出。
返還通知書受理後	預金口座振替依頼書		様式は本会から送付しますので、必要事項の記入及び金融機関への届出印を押印し、速やかに県社協に提出。

資 料

- (1) 福島県介護福祉士実務者受講資金貸付実施要領
- (2) 様式集

福島県介護福祉士実務者研修受講資金 貸付実施要領

(目 的)

第1 この実施要領は、福島県介護福祉士修学資金等貸付実施要綱の介護福祉士実務者研修の受講資金（以下「実務者受講資金」という。）の貸付けに必要な事項を定めることにより、福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。

(定 義)

第2 この実施要領において「実務者研修施設」とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）法第40条第2項第5号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は福島県知事が指定した養成施設をいう。

(実施主体)

第3 この修学に係る貸付は、社会福祉法人福島県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行うものとする。

(貸付対象者)

第4 実務者受講資金の貸付の対象は、実務者研修施設に在学する者で、実務者研修施設を卒業後、福島県内（以下「県内」という。）において別表に定める介護の業務（以下「返還免除対象業務」という。）に従事しようとする者であって、次に該当する者とする。
ただし、修学のための同種の資金を他から借り受けていない者とする。

ア 県内に住民登録をしている者

イ 県内の介護福祉施設（事業所等）に勤務している者

ウ 上記アからイのいずれかの要件を満たし、且つ、実務者研修施設を卒業する年度の3月31日までに居宅サービス等を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業所若しくは第一号通所事業を実施する事業所に、常勤職員の介護職を就労した者で従業期間及び従業日数が介護福祉士国家試験の実務経験として認められる期間を満たす見込みの者

エ 実務者研修施設等を卒業後、1年以内に介護福祉士国家試験を受験する意思がある者

(貸付対象者の推薦及び募集人数)

第5 実務者受講資金の貸付を受けようとする者（以下「貸付申請者」という。）は、在学している実務者研修施設の長（以下「研修施設長」という。）からの推薦を要するものとし、募集を行う人数は別に定める。

(貸付期間及び貸付額)

第6 実務者受講資金の貸付期間は、実務者研修施設に在学する正規の修学期間とする。

2 実務者受講資金の貸付額は、200,000円以内とする。

(貸付方法及び利子)

第7 実務者受講資金の貸付は、県社協会長と第4による貸付対象者との契約により貸付け

るものとする。

- 2 実務者受講資金の貸付利子は、無利子とする。ただし、貸付金の貸付を受けた者（以下「借受人」という。）が第4のウによる貸付要件により県内で介護福祉士としての業務に従事しないとき、又は正当な理由がなく実務者受講資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、延滞利子を徴収するものとする。

（貸付の申請）

第8 貸付申請者は、次の書類を研修施設長に提出するものとし、研修施設長は、別に定める期日までに推薦書（様式2）を添えて県社協会長に提出するものとする。

- (1) 介護福祉士実務者研修受講資金貸付申請書（様式1）
- (2) 実務経験証明書（様式2）
- (3) 住民票の抄本
- (4) 貸付申請者及び貸付申請者と生計を一つにする家族の所得がわかる書類

（連帯保証人）

第9 貸付申請者は連帯保証人を立てるものとし、連帯保証人は借受人と連帯して貸付けた実務者受講資金の返還の債務を負担するものとする。

- 2 前1の連帯保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。ただし、債務を連帯保証できない状況にある場合は、債務を連帯して補償できる者を立てるものとする。
- 3 連帯保証人の住所又は連絡先、勤務先などの届出事項に変更がある場合は、介護福祉士実務者研修受講資金貸付連帯保証人届出事項変更書（様式9）を県社協会長に提出しなければならない。

（審査及び決定）

第10 県社協会長は、貸付申請者から提出のあった書類及び研修施設長からの推薦書等をもって審査し、貸付の可否を決定するものとする。

- 2 県社協会長は、前1による審査の結果を介護福祉士実務者研修受講資金貸付承認・不承認決定通知書（様式3）により、実務者受講資金の貸付の推薦のあった研修施設長をとおして貸付申請者に通知するものとする。

（貸付に係る契約等）

第11 第10により実務者受講資金の貸付の決定通知を受けた貸付申請者は、決定通知のあった日から起算して14日以内に、次の書類を所属する研修施設を経由して県社協会長に提出するものとする。

- (1) 介護福祉士実務者研修受講資金貸付借用証書（様式4）（連帯保証人と連署したもの。以下同じ。）
 - (2) 誓約書（様式5）
 - (3) 介護福祉士実務者研修受講資金送金口座（申込・変更）申請書（様式6）
 - (4) 個人情報の取扱に関する同意書（様式7）
- 2 前1による期間内に書類の提出がない場合は、実務者受講資金の貸付を辞退したものとみなす。

（実務者受講資金の交付）

第12 県社協会長は、第11により書類の提出があったときは、当該貸付決定に係る実務者受講資金を交付するものとする。

2 実務者受講資金の交付は一括によるものとし、介護福祉士実務者研修受講資金送金口座（申込・変更）申請書（様式 6）により申出のあった口座に振込により送金するものとする。

3 前 2 による実務者受講資金の交付は、第 11 の契約締結後とする。

（貸付契約の解除）

第 13 県社協会長は、借受人が次の各号の一に該当するときは、当該借受人との貸付契約を解除するものとする。

- (1) 実務者研修施設を退学したとき。
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- (4) 実務者受講資金の貸付を辞退したとき。
- (5) 虚偽その他不正な方法により修学資金の貸付を受けたことが明らかになったとき。
- (6) 死亡したとき。
- (7) その他実務者受講資金の貸付の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

（返還債務の履行猶予）

第 14 県社協会長は、借受人が次の各号の一に該当する場合には、当該各号の事由が継続している期間、履行期限の到来していない貸付額に係る返還債務の履行を猶予できるものとする。

- (1) 県内において別表に定める返還免除対象業務に従事しているとき。
- (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

（返還猶予の申請等）

第 15 借受人は、第 14 に該当するに至ったときは速やかに、次の書類を県社協会長に提出しなければならない。ただし、借受人が未成年のときは連帯保証人、成人にあつては県社協会長が認めた者の代理申請等を認めるものとする。

- (1) 介護福祉士実務者研修受講資金返還猶予申請書（様式 14）
 - (2) 返還免除対象業務に従事したとき、及びその業務を継続している場合、又は勤務先が変更になる都度に業務従事届（様式 13）
 - (3) その他やむを得ない事由の場合は、その事由が確認できる書類
- 2 県社協会長は、前 1 による猶予の申請があつたときは、審査のうえ介護福祉士実務者研修受講資金返還猶予申請結果通知書（様式 15）により、その結果を借受人に通知するものとする。

（返還債務の免除）

第 16 県社協会長は、借受人が次に掲げるいずれかに該当するに至ったときは、貸付けた実務者受講資金に係る返還債務を免除するものとする。

- (1) 実務者研修施設を卒業した日から 1 年以内に介護福祉士の登録を行い、県内において別表に定める返還免除対象業務に従事し、かつ、介護福祉士の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、2 年の間、引き続き、これらの業務に従事したとき。
- (2) 返還免除対象業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため返還免除対象業務に継続して従事することができなくなったとき。

- 2 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格できなかった場合であって、借受人が次年度の国家試験を受験する意思があると県社協会長が認めたときは、前1の(1)の「実務者研修施設を卒業した日」を、「当該卒業年度の翌々年度の国家試験に合格した日」と読み替えるものとする。
- 3 返還免除対象期間の算入については、以下によるものとする。
 - (1) 法人における人事異動等により、借受人の意思によらず、県外において返還免除対象業務に従事した期間については、返還免除対象業務に算入する。
 - (2) 返還免除対象業務に従事後、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還免除対象業務に従事できない期間が生じた場合は、返還免除対象期間には算入しないものとする。ただし、引き続き、返還免除対象業務に従事しているものとする。
 - (3) ホームヘルパー又は家政婦等の業務に従事した者は、市町村及び有料職業紹介所等へ登録した期間が通算 730 日以上、かつ、介護等の業務に従事した期間が 360 日以上であること。
- 4 県社協会長は、借受人が次の各号の一に該当するに至ったときは、貸付額（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還債務を当該各号に定める範囲内において免除することができるものとする。
 - (1) 死亡し、又は障害により貸付を受けた貸付額を返還することができなくなったときは、返還債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部。
 - (2) 長期間所在不明となっている場合等、貸付額を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したときは、返還債務の額の全部又は一部。
 - (3) 県内において実務者受講資金の貸付を受けた期間（この期間が1年に満たないときは1年とする。）以上、別表に定める返還免除対象業務に従事したときは、返還債務の額の一部。ただし、本人の責による事由により免職された者、特別の事情がなく恣意的に退職した者などには、適用しない。
- 5 前4の(1)及び(2)については、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用するものであること。
- 6 前4による免除できる額は、県内において別表に定める返還免除対象業務に従事した月数を、実務者受講資金の貸付を受けた期間（この期間が1年に満たないときは1年とする。）を24月数で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする。）を返還債務の額に乗じて得た額とするものとする。

（返還債務の免除の申請等）

第17 借受人は、第16の1から4に該当するに至ったときは速やかに、次の書類を県社協会長に提出しなければならない。ただし、借受人が未成年のときは連帯保証人、成人にあつては県社協会長が認めた者の代理申請等を認めるものとする。

- (1) 介護福祉士実務者研修受講資金返還免除申請書（様式18）
- (2) 業務従事届（様式13）
- (3) その他の事由の場合は、その事由が確認できる書類

2 県社協会長は、前項による免除の申請があつたときは、審査のうえ、介護福祉士実務者受講資金返還免除申請結果通知書（様式19）により、その結果を借受人に通知するものとする。

（勤務期間の計算）

第18 実務者受講資金の返還猶予及び返還免除期間の算定の基礎となる勤務期間の計算は、

介護福祉士の登録日と返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月から従事しなくなった日の前日の属する月までの月数とする。

- 2 第 16 の 4 の (3) による場合は、同時に 2 以上の市町村等において介護等の業務に従事したときの勤務期間は 1 の期間とし、通算しないものとする。

(返 還)

第 19 借受人が、次の各号の一に該当する場合（他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、貸付額を一括又は月賦による均等払（端数が生じる場合は初回の返還金に上乘せする。）により返還しなければならない。

- (1) 実務者受講資金の貸付契約が解除されたとき。
 - (2) 実務者研修施設を卒業した日から 1 年以内に介護福祉士として登録をせず、又は県内において別表に定める返還免除対象業務に従事しなかったとき。
 - (3) 県内において別表に定める返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき。
 - (4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
- 2 前 1 に規定する月賦による返還ができる場合は、別表に定める返還免除対象業務に従事した場合であって、その返済期間は 1 年を上限とする。
- 3 前 1 のほか、虚偽その他不正な方法により実務者受講資金の貸付の申請及び貸付を受けたことが明らかになったときは、貸付を受けた実務者受講資金を県社協会長が指定する期日までに一括返還しなければならない。
- 4 借受人は、前 1 に該当するに至ったときは、その事由が生じた日から 14 日以内に返還届（様式 16）を県社協会長に提出しなければならない。
- 5 県社協会長は、前 4 の返還届に基づき、介護福祉実務者受講資金返還通知書（様式 17）により当該借受人及び連帯保証人に通知するものとする。

(延滞利子)

第 20 県社協会長は、借受人が正当な理由がなく貸付金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年 5 パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

- 2 前 1 に規定する延滞利子の計算については、年 365 日として計算するものとする。
- 3 前 2 により計算した延滞利子の額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。ただし、延滞利子の額が 100 円未満であるときは、これを徴収しないものとする。

(届出義務)

第 21 借受人は、貸付けた実務者受講資金の返還が終わるまで、又は返還の債務の免除が行われるまでの期間、次に掲げる事由が発生したときは、その旨を直ちに県社協会長に届け出なければならない。

- (1) 借受人の住所・氏名・勤務先に変更があったとき。（様式 8）
- (2) 借受人が修学又は業務に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。（事実を証明する書類）
- (3) 借受人が退学したとき。（様式 10）
- (4) 借受人が卒業したとき。（当該実務者研修施設の発行する修了証等の写し）
- (5) 実務者受講資金の貸付を辞退するとき。（様式 10）

(6) 借受人が別表に定める返還免除対象業務に従事したとき（様式 13）、又は退職したとき。（様式 8）

(7) 借受人が介護福祉士の登録簿に登録したとき。（様式 12）

(8) 連帯保証人の氏名・住所又は職業、その他の重要な事項に変更があったとき。
(様式 9)

(9) 借受人が国家試験受験をして合格・不合格の結果が出たとき。（様式 11）

- 2 借受人が死亡したときは、その親族又は連帯保証人は介護福祉士実務者研修受講資金借受人異動事項等届出書（様式 8）に事実を証明する書類を添えて直ちに県社協会長に届け出なければならない。

（その他）

第 22 県社協会長は、第 21 に定める書類のほか、必要があるときは、借受人に対し、実務者受講資金の貸付の目的を達成するために必要な書類の提出又は報告を求めることができるものとする。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 14 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日からの貸付者に適用する。

附 則

この要領は、平成 30 年 2 月 28 日から施行し、平成 30 年 2 月 1 日から適用する。ただし、従前の実施要領による貸付者については、従前の実施要領によるものとする。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、従前の実施要領による貸付者については、従前の実施要領によるものとする。

<別表>

福島県介護福祉士修学資金等貸付の返還債務の免除に係る対象業務（例示）

※この表は例示であるため、詳細については昭和 63 年 2 月 12 日社庶第 29 号厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲について」別添 1 及び別添 2 を参考のこと。

- | |
|---|
| <p>1 福島県内において以下の施設、職種で業務に従事すること</p> <p>(1) 昭和 63 年 2 月 12 日社庶第 29 号厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」の別添 1 の相談援助業務の範囲に定める職種。
(例) 児童養護施設、知的障害児施設等の児童指導員、救護施設の生活指導員、特別養護老人ホーム・老人デイサービスセンターの生活相談員、市町村社会福祉協議会の福祉活動専門員 等</p> <p>(2) 昭和 63 年 2 月 12 日社庶第 29 号厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」の別添 2 の介護等の業務の範囲に定める職種。
(例) 老人デイサービスセンター・特別養護老人ホームの介護職員、指定居宅サービスの訪問介護員、身体障害者更生施設における介護職員 等</p> <p>(3) 昭和 63 年 2 月 12 日社庶第 29 号厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」の別添 1 及び別添 2 に定める当該施設の長。</p> |
|---|